

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人であるお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

■本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

＞[全国銀行協会](#)（全国銀行協会のサイトへリンクします）

＞[日本商工会議所](#)（日本商工会議所のサイトへリンクします）

附 則

この方針は、平成28年6月1日から実施する。